

議案第49号

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区なりひら 高齢者在宅サー ビスセンター	東京都江東区亀戸三丁目36番1 3号 社会福祉法人カメラア会 理事長 湖山 泰成	令和3年4月1日から令 和8年3月31日まで

（提案理由）

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。